

議案第6号

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

583,000円
528,000円
491,000円

「

571,000円
517,000円
481,000円

」を

」に改める。

(新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部

を次のように改正する。

別表中

「

974,000円
795,000円
696,000円
450,000円

「

955,000円
779,000円
682,000円
441,000円

」を

」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

議会議員並びに特別職の職員のうち市長及び副市長について、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づき議員報酬額並びに給料の額を改定するとともに、これらの改定に準じて監査委員の給料の額を改定するため、本案を提出する。